

SUP (スタンドアップパドルボード)

のための保険

(注)タフ・ケガの保険に被保険者(補償の対象となる方)本人として加入できる方は保険始期日時点で満70才未満の方となります。

SUP中の思わぬ**アクシデント**や**ケガ**、**ボード破損**などを**補償**。
ウォータースポーツを安心して楽しむための保険です！

基本補償

事故例【傷害補償】

- ・強風に流されたボードが身体にあたりケガをし、通院した場合
- ・足場の悪い溪流の岩場でSUP中に足を切ってしまう入院した場合
など

オプション

※1

事故例【用具の損害等】

- 《携行品損害》
リーフ、テトラ等に接触し、ボードを破損してしまった場合 など
- 《受託物賠償》
レンタルボードを紛失した場合
など

オプション

事故例【賠償責任】

- ・波に乗っていたサーファーにパドルをぶつけてしまいケガさせてしまった場合
- ・第三者のボードを誤って破損させてしまった場合 など

(※事故状況によっては保険金をお支払いできない場合もございます。)

オプション

事故例【救援者費用】

- ・偶然な事故により遭難した際の搜索費用
- ・遭難の連絡を受けた家族が、自宅から現地に向かう際の交通費
など

思わぬアクシデントに
保険で備えを！！

※1:オプション【携行品損害】の補償対象外となるウォータースポーツ用具がございます。
詳細につきましては代理店までご確認ください。

死亡・後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または約款所定の後遺障害が発生した場合に補償します。

入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて入院保険金の支払対象期間※1内に入院した場合に補償します(日帰り入院から補償します)。

手術保険金

事故によるケガの治療のため、手術保険金支払対象期間※2内に約款所定の手術を受けた場合に補償します(入院を伴わない手術も補償します)。

通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて通院保険金の支払対象期間※1内に通院(往診を含みます)した場合に入院の有無にかかわらず補償します。
(注)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療機器等の受領等のためのものは、通院に含みません。

※1 支払対象期間とは、入院保険金、通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

※2 手術保険金支払対象期間とは、事故の発生の日からその日を含めて「入院保険金の支払対象期間」に達するまでの期間をいいます。

【複数のご契約があるお客さまへ】

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、すでに被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

このチラシに記載の補償が重複する可能性のある特約に【補償重複】マークを付けています。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

特約の名称	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
<<オプション>> 個人賠償責任危険補償特約 (賠償事故解決用) ※1 ※2 【補償重複】	■個人賠償責任危険保険金 被保険者が次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者本人の居住する住宅(敷地内の不動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (注)住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	①次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※4 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など ②次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族(配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)に対する損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など
<<オプション>> 携行品損害補償特約 ※2 【補償重複】	■携行品損害保険金 被保険者が居住する住宅(敷地を含みます)外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品(保険の対象)に損害が発生した場合	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者(本人型のみ)、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等を使用している間の事故 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※4 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
<<オプション>> 救護者費用等補償特約 ※2 ※3 【補償重複】	■救護者費用等保険金 救護対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が約款所定の救護者費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①救護対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により救護対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③救護対象者が、常時居住する住宅(敷地を含みます)外における急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、救護対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・救護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・救護対象者の自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等を使用している間の事故 ・救護対象者の脳疾患、病気または心神喪失 ・救護対象者の妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※4 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・救護対象者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの※5 ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 など
<<オプション>> 受託物賠償責任補償特約 【補償重複】 ※1 ※2	■受託物賠償責任保険金 被保険者が受託し、管理する受託物が次のいずれかの間に損壊・紛失または盗難により、その受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者の居住する住宅(敷地を含みます)内に保管されている間 ②日常生活中に一時的にその住宅外で管理されている間	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者に引き渡される前からの受託物に存在した欠陥 ・自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い など 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償 ・受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任 ・受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途を以外に使用したことによって発生した損害賠償責任 など

※1 この特約における被保険者の範囲は「保険証券記載の本人+本人の配偶者+親族(本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子)」となります。なお、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

※2 他の保険契約者等との関係でお支払いする保険金の額が制限されることがあります。

※3 この特約における被保険者とは、「保険契約者、救護対象者および救護対象者の配偶者・親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)」をいい、救護対象者とはケガに関する補償において被保険者となる方をいいます。

※4 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※5 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●このチラシは「タフ・ケガの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・ケガの保険」パンフレットおよび「重要事項説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて引受保険会社ホームページをご参照ください。もしくは、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

●「タフ・ケガの保険」はパーソナル総合傷害保険のペットネームです。

●取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

●ご相談・お申し込み先
【取扱代理店】

相鉄保険サービス株式会社

神奈川県横浜市西区北幸2丁目 9-14

TEL:045-312-7525

2018年10月承認 (B18-102855)